

右肩の傷と白半袖シャツ（5点の衣類）の右肩の血痕

1 「右肩の傷」問題とは？

袴田さんの右肩には傷があった

↓

5点の衣類の白半袖シャツの右そでに2つの穴（直径2.5及び3ミリメートルの穴）
+穴の周りに内側から染み出した少量の血痕



↓

血痕は「B型」だった。

↓

故に、血痕は袴田の物。ゆえに、白半袖シャツも袴田の物。

↓

DNA鑑定によれば、血痕は袴田さんのものでない（高裁はDNA鑑定の信用性を否定）

2 確定審からこれまでの争点

- ① シャツの傷の位置と袴田さんの傷の位置が合わない。
- ② パジャマの右肩にも損傷があり、そこに血もついている。
- ③ スポーツシャツの穴は1つ。白半袖シャツに2つの穴。

3 これまでの裁判所の理由付け

- ①について ずれているが、「おおむね一致している」
- ②について 無視
- ③について スポーツシャツはダボダボ、白半袖シャツはピッタリしている。よって、そういうこともあり得る。

4 袴田さんの傷を計測

これまで、袴田さんの「右肩の傷」の位置ははっきり記録されていなかった。

しかし、袴田さんが釈放され、「右肩の傷」がまだ残っていたので、傷の形や位置関係を客観的に証明することができるようになった。(別紙写真②1~3)

白半袖シャツ&スポーツシャツの傷と、「右肩の傷」の位置関係。パジャマの傷と「右肩の傷」の位置関係を検証。(別紙3項)

5 結論

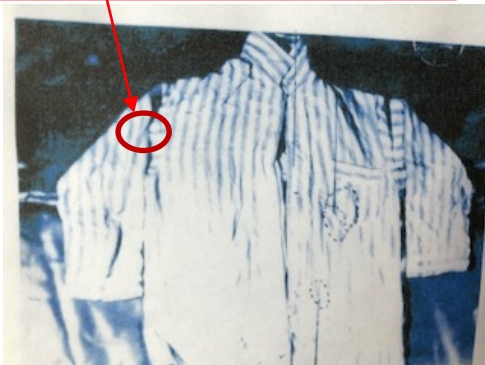
① 「右肩の傷」とスポーツシャツ、白半袖シャツの穴の位置は「おおむね一致」していない。(別紙写真④1, 2)

② 「右肩の傷」と血痕の位置が合わない。(別紙写真④1)

③ 白半袖シャツについているはずの血が付いていない。

パジャマにも作業着にさえ血がついていた。要するに「右肩の傷」からは犯行後も長い間血が流れていたはず。にもかかわらず、白半袖シャツには穴の周りにしか血が付いていない。

右肩のカギ裂きの損傷部分に血が付いていた



作業着の右袖にも5×5にルミノール反応があった。



④ パジャマの傷と「右肩の傷」はぴったりと合致。→なぜ白半袖シャツにも傷が？
パジャマの損傷と袴田さんの傷は一致している。(別紙写真⑥7)

二つ同じものがあるはずが無く、どちらかが作られたもの。しかし、パジャマに傷があったことは、当初から新聞報道などもされ明らかだった。

⑤ 穴の開き方も不自然 (別紙写真⑤2)

昭和41年6月1日 (金曜日) 頁三

袴田、きょう起訴へ

動機は「金ほしさ」

凶器を買った店も自供

静岡地裁、清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。

【本報記者】清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。

【本報記者】清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。

昭和41年6月1日 (日曜日) 頁四

金の袴

【本報記者】清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。

【本報記者】清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。

昭和41年7月7日 (木曜日)

被害者宅のものでない

清水市の強盗殺人放火 現場にあった小銃

【本報記者】清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。

【本報記者】清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」と見られる。凶器を買った店も自供した。